

明石市ネーミングライツ募集要項 (随時募集)

2026（令和8）年8月

1 趣旨

本要項は、本市の新たな歳入確保や公共施設等のさらなる魅力向上に向けた取組として、本市が指定する公共施設等の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を募集するにあたり必要な事項を定めるものです。

2 ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、市の所有する公共施設等に企業名や商品名、企業ロゴなどを冠した愛称をつける権利のことを指します。

市が契約を締結した民間事業者等は、「ネーミングライツ・パートナー」と称します。そのネーミングライツ・パートナーにネーミングライツを付与する対価として、ネーミングライツ料を納めていただきます。

ネーミングライツ導入後は、市はホームページや印刷物等において積極的に愛称を使用することとしますが、条例で定める施設等の名称は変更しないものとし、施設の所有権、運営等には影響を与えないものとします。

また、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することもできません。

3 応募資格

ネーミングライツ・パートナーに応募することができる民間事業者等は、応募内容を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主とします。

応募者の構成は、単独又はグループ（複数の事業者の共同体）どちらも可としますが、グループで応募する場合は、応募書類の提出時に構成事業者の中から1者を代表者として選出し、構成事業者それぞれの役割分担を明示するとともに、代表者が諸手続を行ってください。

また、応募者は、本市及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、応募内容にかかる諸条件の変更等が必要となった場合でも柔軟な対応ができる者であることとします。

なお、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成事業者になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 明石市契約規則第3条の規定に該当する者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（※）
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者

- ⑤ 明石市の指名停止措置を受けている者
 - ⑥ 募集要項の公表日において納期限が到来している明石市税を滞納している者
 - ⑦ 国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を滞納している者
 - ⑧ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者
- ※ 更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の受付日以前になされている場合は、この限りではありません。

4 募集スケジュール

随時募集とします。

※ 審査は受付先着順としますが、各末日時点における応募状況に合わせて審査方法は異なります。

【同月に1つの施設に対して複数応募があった場合】

例：8月1日にA施設に対して1件応募があり、8月25日にA施設に対して別の民間事業者より1件応募があった。

⇒併せて審査を行い、応募内容の優劣を判断します。

【末日を挟んで1つの施設に対して複数応募があった場合】

例：8月31日にB施設に対して1件応募があり、9月1日にB施設に対して別の民間事業者より1件応募があった。

⇒8月31日の応募を優先します。

5 対象施設

募集対象となる施設は以下のとおりです。

なお NO.1～3 施設は、指定管理者制度の導入施設です。

NO.	公共施設	施設概要
1	明石市立市民会館 (通称：アワーズホール) 	・明石市の文化芸術の拠点として、市民に多彩な文化体験を提供するため、コンサートや演劇、映画上映など幅広い公演を定期的に行い、多様なニーズに応えています。 ・施設は貸館業務も行い、最大 1,268 名収容の大ホールや 450 名収容の中ホール、会議室や和室など多用途に対応しています。 ・2025 年度の利用者数は、185,349 人です。
2	明石市立生涯学習センター 9 階ホール (通称：子午線ホール) 	・複合型交流拠点「ウィズあかし」内、アスパシア明石北館 9 階に位置しており、多彩な音楽イベント等が開催される地域文化の拠点です。 ・教育、文化、男女共同参画などの分野に関する講演会やシンポジウムのほか、本市主催の公共的な式典にも活用されています。 ・2025 年度の利用者数は、48,126 人です。
3	明石市立勤労福祉会館 	・地域の勤労者や住民の福祉増進と交流を目的とした複合施設です。 ・会議や研修、文化的な集まりに適した会議室の他、室内スポーツが可能な体育室やトレーニング室を完備し、市民の健康維持・増進に寄与している施設です。 ・2025 年度の利用者数は、107,477 人です。
4	大蔵朝霧陸橋 	・明石市大蔵八幡町 ・橋長：258.00m 供用年：1999年 ・橋梁下状況：国道 2 号
5	くれない橋 	・明石市松が丘 4 丁目 ・橋長：54.60m 供用年：1966年 ・橋梁下状況：市道朝霧 143 号

6 提出書類

応募者は、次の書類を提出してください。

提出方法は郵送だけではなく、持参又はデータ提出も可とします。

No.	名称	部数	備考
1	ネーミングライツ申込書（様式第1号）	1部	内容を補足する資料や、任意の別添資料をあわせて提出可
2	グループ企業等報告書（様式第2号）	1部	グループ応募の場合のみ提出
3	誓約書（様式第3号）	1部	
4	国税の滞納がないことを証する納税証明書 （税額の証明ではありません。） ・ 個人の場合・・・その3の2 （申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。） ・ 法人の場合・・・その3の3 （法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。） ※発行日が公告日以降の日付のもの、写しも可。	1部	グループ応募の場合、すべての構成員分を提出要
5	決算書類（貸借対照表、損益計算書等、直近1年間の決算状況が分かるもの）	1部	

※ 必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

※ 提出された書類の再提出又は差替えはできません。

※ 次のいずれかに該当する場合、応募は無効と判断します。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 民間事業者等が応募資格を満たさない場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ その他、本市が定める手続きを遵守しない場合

7 選定の流れ

(1) 選定方法

市が設定する最低金額（年額）以上のネーミングライツ料を提示した応募者について、明石市ネーミングライツ選定委員会により、提出書類をもとに総合的に審査を行い、最も適当と認められる応募者を「交渉権者」として選定します。

※ 委員会は非公開で行います。

(2) 選定基準

以下の着眼点により、100 点満点で採点します。

① ネーミングライツ料

審査基準	配点	算出方法	点数
応募金額は妥当か	60	$60 \times (\div)$ ※	

※ 希望契約金額（年額）が最高の者を 1 位として 60 点を付与し、2 位以下は希望契約金額（年額）を 1 位の希望契約金額（年額）で除して算出した率を 60 点に乗じて得た点数を付与します。

② 期間

審査基準	配点	算出方法	点数
希望年数が長い	10	希望年数を点数化 ※	

※ 安定的な歳入確保及び愛称定着の観点から、希望年数が長い応募を高評価とし、希望年数を点数として付与します。なお、希望年数が 10 年を超える場合は一律 10 点を付与します。

③ 愛称

審査基準	配点	算出方法	点数
対象施設のイメージや設置目的と整合性があるか	10	下記 評価基準による ※	
市民が親しみやすく、呼びやすいものか	10	下記 評価基準による ※	

④ その他

審査基準	配点	算出方法	点数
経営が安定しており、応募内容を実行し、ネーミングライツ料を支払う能力が十分にあるか	10	下記 評価基準による ※	

※ 評価基準

評価	評価基準	算出方法
A	特に優れている	配点 $\times$ 1
B	優れている	配点 $\times$ 0.8
C	標準的である	配点 $\times$ 0.6
D	やや劣る	配点 $\times$ 0.4
E	劣る	配点 $\times$ 0.2

(3) 交渉権者の決定

得点が最も高い応募者を交渉権者として決定します。

なお、得点が70点未満の場合は失格とします。

(4) 選定結果の通知・公表

交渉権者の選定結果については、各応募者に文書又は電子メールにて通知します。

※ 選定結果に対する異議は原則申し立てることができません。

(5) 詳細協議

交渉権者として決定した応募者は、市（及び指定管理者）と速やかに必要な協議、調整を行い、掲出位置や表示内容、看板等の表示変更時期や愛称使用の開始日等の詳細について決定します。

※ 詳細協議に係る費用は交渉権者の負担とします。

※ 詳細協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協議を打ち切ります。その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本市は責任を負いません。

(6) 契約の締結

詳細協議の内容に基づき、市と交渉権者でネーミングライツ・パートナー契約を締結します。

契約締結後、本市ホームページ上で「応募者名、愛称、契約金額及び年数」を公表します。

8 募集条件

(1) 愛称

次に掲げる条件を満たす愛称を提示することとします。

なお、利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツ使用期間における愛称の変更は、原則できません。

- ① 企業名、商品（ブランド）名、企業ロゴ等を付けることができます。
- ② 対象施設にふさわしく、市民に親しみやすいものとします。
- ③ 以下の2施設については、現在の愛称を活かした名称としてください。

施設名	現在使用している愛称
明石市民会館	アワーズホール
生涯学習センター9階ホール	子午線ホール

例) ○○アワーズホール、アワーズホール○○

※通称名を切り離して使用することはできません。

例) アワーズ○○ホールは使用不可です。

- ④ 看板・表示サイン等において、商品名や団体名、企業ロゴ等を使用する場合、応募者が権利を有する登録商標等であることが前提となります。

※ 公序良俗に反したり、市民に不快の念又は危害を与えるおそれのある愛称は使用できません。公共施設は市民の生活や福祉の向上を目的として設置された市民の財産であることを踏まえ、愛称を検討してください。

(2) ネーミングライツ料（年額）

消費税を含んだ年額を示してください。

なお、各施設についてそれぞれ異なる最低価格（年額）を設けますので、応募の際は必ず下記を確認の上、最低価格以上のネーミングライツ料（年額）を提示するようにしてください。

【最低価格（年額）】

施設名	最低価格（年額）
市民会館（愛称：アワーズホール）	200 万円
生涯学習センター 9 階ホール（愛称：子午線ホール） 勤労福祉会館	100 万円
大蔵朝霧陸橋 くれない橋	15 万円

(3) 契約期間

3 年以上で希望年数を示してください。

(4) 費用負担

市と応募者の費用負担については、下表のとおりとします。

区分	市	応募者
ネーミングライツ料		○
看板等表示の変更、新規看板等の設置		○
契約期間内における維持管理、点検等を含む安全管理		○
契約期間終了後又は契約解除時の原状回復		○
市・指定管理者が発行するパンフレット等の印刷物や 市ホームページの表示変更	○	

※ 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について、応募者が表示の変更手続を行うこととします。また、設置の看板等により第三者に損害が生じた場合や施設に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任は、応募者が負うものとします。

※ 設置した看板等について、契約期間内における維持管理、点検等を含む安全管理は応募者の責任で実施し、それらに要する費用も応募者が負担することとします。

※ 原状回復のための工事は、応募者による施工を基本とします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、市と協議の上、決定します。

※ 市・指定管理者が作成する施設パンフレット等の印刷物は、原則として愛称を使用しますが、設置条例等の正式名称と併記する場合があります。また、市・指定管理者が既に作成した印刷物等については、残部数や改訂時期等を勘案し、協議の上、変更時期を決定します。

(5) 表示場所

愛称の表示が可能な場所は、次のとおりです。

- ・ 施設看板
- ・ 施設内の案内板
- ・ 橋桁(歩道橋)※
- ・ 施設パンフレット
- ・ 市ホームページ

※ 歩道橋については、下記のとおり、愛称表示が可能な箇所は橋桁のみです。

大蔵朝霧陸橋



【愛称の表示例】

<ロゴ>(株)○○○○○ △△△橋
本橋名

くれない橋



【愛称の表示例】

<ロゴ>(株)○○○○○ △△△橋
本橋名

(6) その他

- ・ 標示物について市側で新たな構造計算は行いません。新たな構造計算を必要とする標示物を設置する場合においては、安全管理や点検含め応募者側で責任を負うものとします。
- ・ 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても契約期間及びネーミングライツ料の変更はありません。
- ・ 表示サインや看板等に愛称と合わせて掲載可能なのは応募者の名称及びロゴマークのみです。
- ・ 表示サインや看板等は、大きさやデザイン等について、明石市屋外広告物条例及び同施行規則のほか、明石市都市景観条例等に沿って設置いただくため、表示内容や方法によっては一定の制約を設ける可能性があります。
- ・ 緊急時・災害時によっては、愛称の表示及び使用ができない場合があります。
- ・ ネーミングライツを取得した場合においても、施設における広告掲載権や施設の優先使用権等が付与されるわけではありませんのでご注意ください。

9 質問受付

本要項の記載内容に関することや応募内容を検討するうえで質問がある場合は、質問書（様式第4号）をメールで提出してください。

質問書への回答は、随時市ホームページにて公開し、当該回答は本要項と一体のものとして同等の効力を持つものとして取り扱います。

ただし、募集内容に関する個別具体的な質問で、質問者のみに回答すべきと本市が判断したものについては、質問者に個別で回答します。

10 図面等の借用（任意）

応募内容の検討にあたり、本市が保有する図面等を借用することができます。

借用を希望する場合は、図面等借用希望書（様式第5号）をメールで提出してください。

11 現地見学（任意）

応募内容の検討にあたり、対象施設の現地見学を希望する場合は、現地見学申込書（様式第6号）をメールで提出してください。

なお、現地見学の詳細については、施設所管課と日程調整等のうえで決定しますが、利用者や施設管理者の支障にならない範囲で行うこととします。

12 問合せ先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1

明石市総務局財務室財政戦略担当

Tel : 078-918-5086 Fax : 078-918-5125 Mail : senryaku@city.akashi.lg.jp